

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事

殿

令和6年5月20日



届出者

〒920-0265

住所

石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

氏名

内灘町長 川口 克則

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

076-286-1111

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	内灘町総合体育館		
保管事業場の所在地	石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目308番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	文化スポーツ課 主事 松岡賢司	電話番号	076-286-6716
保管の場所	保管事業場の所在地に同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		
① 20-1	変圧器（トランス）	15KVA	その他 （株東芝）	SH-15	1986年			1台	116.0kg	低濃度	金属製 箱	囲い有	分別	なし		
② 20-2	変圧器（トランス）	20KVA	その他 （株東芝）	SH-20	1986年			1台	156.0kg	低濃度	金属製 箱	囲い有	分別	なし		

③	20-3	変圧器 (トランス)	20KVA	その他 (株東芝)	SH-20	1986年			1台	156.0kg	低濃度	金属製 箱	囲い有	分別	なし		
---	------	------------	-------	--------------	-------	-------	--	--	----	---------	-----	----------	-----	----	----	--	--

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	内灘町総合グラウンド		
所在事業場の所在地	石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目743番地		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	文化スポーツ課 主事 松岡賢司	電話番号	076-286-6716
所在の場所	所在事業場と同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 個数	総重量 (1台当たり重 量×台数)		
① 3-1	変圧器（トランス）	100kVA	東京芝浦 電機(株)	HCTR-S3	1980年				1	405.0kg	低濃度	
3-2	変圧器（トランス）	10kVA	東京芝浦 電機(株)	PS6-K6	1980年				1	80.0kg	低濃度	

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28ー001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。

14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(第1面)

2024 年 6 月 22 日

殿



住所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

076-272-0152

令和

1. ポリ塩化ビフェニル¹⁾廃棄物について

保管事業場の名称	マルエー内灘店		
保管事業場の所在地	石川県河北郡内灘町向陽台1丁目144番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	山本 壮一郎	電話番号	076-272-0152
保管の場所	石川県河北郡内灘町向陽台1丁目144番地		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

[illegible]

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和6年4月13日

石川県知事

殿



届出者 〒920-0274

住 所 石川県河北郡内灘町字向栗崎4丁目25番地

氏 名 北由繊維株式会社

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）代表取締役 北川 壯一郎

電話番号 076-238-3101

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北由繊維株式会社 宮坂工場		
保管事業場の所在地	〒920-0264 石川県河北郡内灘町字宮坂口33の1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 北川 壯一郎	電話番号	076-238-3101
保管の場所	石川県河北郡内灘町字宮坂口33の1（※キュービクル内）		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重 量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重 量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重 量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
①	単相変圧器	10 KVA	三菱電機	SF	1984年	G481027	1台	72kg	低濃度			R5. 7. 13	群桐エコロ(株)	R5. 7. 20	PCB濃度: 18mg/kg

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	2023 年 7 月 13 日	交付番号	45114170360	整理番号		交付担当者	氏名 北川 壯一郎
事業 (排出者)	氏名又は名称 北由織機株式会社			事業 (排出者) 名称	北由織機株式会社富坂工場		
	住所 〒 920-0274 電話番号 076-238-3101 石川県河北郡内灘町向栗崎4丁目25番地				所在地 〒 920-0264 電話番号 076-286-8330 石川県河北郡内灘町宇宮坂口33の1		
産業廃棄物	種類 特別管理産業廃棄物			数量 (及び単位)	変圧器:1台		
	産業廃棄物の名称 P C B 等			有害物質等 P C B	荷姿 有 姿	処分方法 焼 却	
中間処理	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号)						
最終処分	☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
委託受託者 (区間1)	氏名又は名称 日本海環境サービス株式会社			事業場	名称 日本海環境サービス株式会社 環境事業本部環境保全グループ		
	住所 〒 930-0845 電話番号 076-444-6800 富山県富山市久方町2番54号				所在地 〒 939-3548 電話番号 076-478-5151 富山県富山市三郷3番地		
委託受託者 (区間2)	氏名又は名称 日本海環境サービス株式会社			事業場	名称 群桐エコロ株式会社		
	住所 〒 930-0845 電話番号 076-444-6800 富山県富山市久方町2番54号				所在地 〒 370-0351 電話番号 0276-55-0500 群馬県太田市新田大町600-26及び27		
委託受託者 (区間3)	氏名又は名称			事業場	名称		
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号		
委託受託者 (区間4)	氏名又は名称 群桐エコロ株式会社			事業場	名称		
	住所 〒 370-0351 電話番号 0276-55-0500 群馬県太田市新田大町600-26及び27				所在地 〒 電話番号		
委託受託者 (区間1)	(受託者の氏名又は名称) 日本海環境サービス 小谷 昌平			(受領欄)	運搬	2023 年 7 月 13 日	数量 (及び単位)
委託受託者 (区間2)	(受託者の氏名又は名称) 日本海環境サービス 小谷 昌平			(受領欄)	運搬	2023 年 7 月 14 日	数量 (及び単位)
委託受託者 (区間3)	(受託者の氏名又は名称)			(受領欄)	運搬	年 月 日	数量 (及び単位)
委託受託者 (区間4)	(受託者の氏名又は名称) 群桐エコロ (株) 梅澤 美香			(受領欄)	処分	2023 年 7 月 19 日	数量 (及び単位)
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) 群馬県太田市新田大町600番26 群桐エコロ株式会社 TEL (0276) 55-0500						
備考・通信欄							

中間処理業者/最終処分業者 → 排出事業者/中間処理業者

複製を禁じます
類似品にご注意ください

照合確認

年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日
年	月	日

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和6年4月13日

石川県知事

殿



届出者 〒920-0274

住 所 石川県河北郡内灘町字向栗崎4丁目25番地

氏 名 北由繊維株式会社

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）代表取締役 北川 壯一郎

電話番号 076-238-3101

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北由繊維株式会社 本社工場		
保管事業場の所在地	〒920-0274 石川県河北郡内灘町字向栗崎4丁目25番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 北川 壯一郎	電話番号	076-238-3101
保管の場所	石川県河北郡内灘町字向栗崎4丁目25番地（※フェニル内）		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				
① 2-0001	単相変圧器	20 KVA	日立製作所	SOU-CR	1984年	4602133, 絶縁油	1台	115kg	低濃度	R5. 7. 13	群桐エコロ(株)	PCB濃度: 0.57mg/kg

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管終了 年月日	保管終了 理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日	処分受託者の 名称	処分 年月日	
① 2-0001	単相変圧器	20 KVA	日立製作所	SOU-CR	1984年	4602133, 絶縁油	1台	115kg	低濃度			R5. 7. 13	群桐エコロ(株)	R5. 9. 4	PCB濃度: 0.57mg/kg

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	2023 年 7 月 13 日	交付番号	45114170356	整理番号		交付担当者	氏名 北川 正一郎
事業者 (排出者)	氏名又は名称 北由繊維株式会社		事業場 (排出事業場) 名称 北由繊維株式会社本社・工場				
	住所 〒 920-0274 電話番号 076-238-3101 石川県河北郡内灘町向栗崎4丁目25番地		所在地 〒 920-0274 電話番号 076-238-3101 石川県河北郡内灘町向栗崎4丁目25番地				
産業廃棄物	種類 特別管理産業廃棄物		数量 (及び単位) 変圧器: 1台		荷姿 有姿		
	産業廃棄物の名称 PCB 等		有害物質等 PCB		処分方法 焼却		
中間処理業者 (産業廃棄物)	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号) ☒ 帳簿記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 ☒ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり						
受託者 (区間1)	氏名又は名称 日本海環境サービス株式会社		運搬先の事業場 名称 日本海環境サービス株式会社 環境事業本部環境保全グループ				
	住所 〒 930-0845 電話番号 076-444-6800 富山県富山市久方町2番54号		所在地 〒 939-3548 電話番号 076-478-5151 富山県富山市三郷3番地				
受託者 (区間2)	氏名又は名称 日本海環境サービス株式会社		運搬先の事業場 名称 群桐エコロ株式会社				
	住所 〒 930-0845 電話番号 076-444-6800 富山県富山市久方町2番54号		所在地 〒 370-0351 電話番号 0276-55-0500 群馬県太田市新田大町600-26及び27				
受託者 (区間3)	氏名又は名称		運搬先の事業場 名称				
	住所 〒 電話番号		所在地 〒 電話番号				
受託者 (区間4)	氏名又は名称 群桐エコロ株式会社		積替え又は保管				
	住所 〒 370-0351 電話番号 0276-55-0500 群馬県太田市新田大町600-26及び27		所在地 〒 電話番号				
受託者 (区間1)	(受託者の氏名又は名称) 日本海環境サービス株式会社 小谷 昌平		(受領欄) 小谷	運搬終了年月日	2023 年 7 月 13 日	有価物拾得量	数量 (及び単位)
受託者 (区間2)	(受託者の氏名又は名称) 日本海環境サービス株式会社 小谷 昌平		(受領欄) 小谷	運搬終了年月日	2023 年 7 月 13 日	有価物拾得量	数量 (及び単位)
受託者 (区間3)	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		(受領欄)	運搬終了年月日	年 月 日	有価物拾得量	数量 (及び単位)
受託者 (区間4)	(受託者の氏名又は名称) 群桐エコロ株式会社 梅澤 美香		(受領欄) 梅澤	処分終了年月日	2023 年 7 月 13 日	最終処分	数量 (及び単位)
最終処分場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号) 群馬県太田市新田大町600番26 群桐エコロ株式会社 TEL (0276) 55-0500						
備考・通信欄							
積替用)	発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会						

中間処理業者/最終処分業者 → 排出事業者/中間処理業者

複製を禁じます
類似品にご注意ください

照合確認	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事

殿

令和 6年 6月28日



届出者 7920-0031
住 所 石川県金沢市広坂2丁目2番60号
氏 名 北陸農政局長
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-263-2161

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	内灘排水機場		
保管事業場の所在地	石川県河北郡内灘町大根布		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	北陸農政局河北潟周辺農地防災事業所 施設機械課長 伊藤 敬	電話番号	076-282-9640
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		
① 2-001	塗膜							6箱	17.4kg	低濃度	段ボール箱	有	分別	無し	調整中	

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 6 月 4 日

石川県知事

殿



届出者 〒920-0262
住 所 石川県河北郡内灘町西荒屋口1-1
氏 名 株式会社 灘重車輛
代表取締役 梅田 和広
電話番号 076-286-4541

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社 灘重車輛		
保管事業場の所在地	石川県河北郡内灘町西荒屋口1-1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 梅田 和広	電話番号	076-286-4541
保管の場所	① 石川県河北郡内灘町西荒屋口1-1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
① 3-001	動力用変圧器	20 KVA	東芝	HS-20	1987年	—		1 台	156.0 kg	低濃度		囲い無、揭示有	分別	なし	2021.12.22登録	①に保管
② 3-002	動力用変圧器	20 KVA	愛知電機 工作所	SS0-CL	1973年 5月	—		1 台	152.0 kg	低濃度		囲い無、揭示有	分別	なし	2021.12.22登録	①に保管
③ 4-001	電灯変圧器	30 KVA	東京芝浦 電気㈱	PS6	1979年	—		1 台	155.0 kg	低濃度		囲い無、揭示有	分別	なし	2022.6.22登録	①に保管

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

石川県知事

殿

令和6年5月2日



届出者 〒920-0265
住 所 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1
氏 名 内灘町長 川口 克則
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-286-6717 (学校教育課)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項 (法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	内灘町立向栗崎小学校		
保管事業場の所在地	石川県河北郡内灘町字向栗崎2丁目382番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	内灘町立向栗崎小学校 教頭 杉谷 恵子	電話番号	076-238-3054
保管の場所	※同上 (内灘町立向栗崎小学校 機械室内)		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
① 5-001	水銀灯安定器	HF400W	日立製作所	4-MHR-26	1977年	7HA2		22台	44kg	低濃度	密閉容器	無	無	無	調整中	屋内に保管

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度 区分	保管開始 年月日	保管開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重 量×台数)				
① 5-001	水銀灯安定器	HF400W	日立 製作所	4-MHR-26	1977年	7HA2	22台	44kg	低濃度	令和5年8月31日	— <u>承継</u> 新たに発生	—

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

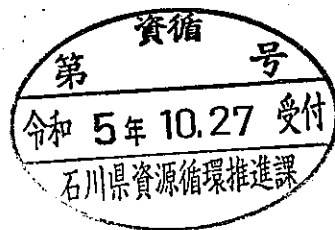
16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場へ移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和5年10月24日

石川県知事

殿



届出者

住 所 石川県河北郡内灘町大学1丁目2番地1

氏 名 内灘町役場 内灘町長 川口 克則

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 076-286-1111

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	囲い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ		

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	内灘町保健センター			
所在事業場の所在地	石川県河北郡内灘町鶴ヶ丘2丁目161番地1			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	保険年金課保健センター課長補佐兼総括主査 橋爪 宏美		電話番号	076-286-6101
所在の場所	所在事業場の所在地と同じ			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度 区分	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定 年月	処分業者との 調整状況	台数又は 個数	総重量 (1台あたり重 量×台数)		
① 5-1	変圧器 (トランス)	100kVA	三菱電機 株式会社	RA-T	1987				1台	350kg	低濃度	

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。

15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

分析結果報告書

内灘町保健センター

様

No. P5701231B1

令和5年7月25日

試料の区分	トランス
試料名	動力トランス
採取場所	内灘町保健センター (石川県河北郡内灘町鶴ヶ丘2-161-1)
採取年月日	令和5年7月9日
採取時間	10時00分
採取の区分	収集
採取者	株式会社米沢エナジーマネジメントサービス
特記事項	

計量証明事業登録 石川県 第1号(濃度)

株式会社 大和環境分析センター

〒920-0811 石川県金沢市小坂町中18番地4

株式会社 大和環境分析センター 事業本部

〒923-1253 石川県能美郡川北町三反田273

TEL 076-277-3733 FAX 076-277-3139

分析担当者 島村 唯史

貴依頼による絶縁油中のPCB含有量分析に係る結果を次の通り報告します。

◆対象機器

製造者	三菱電機株式会社		
型式	RA-T		
製造年	1987年		
製造番号	H201777		
定格容量	100kVA	受電電圧	6600V
総重量	350kg	総油量	77L

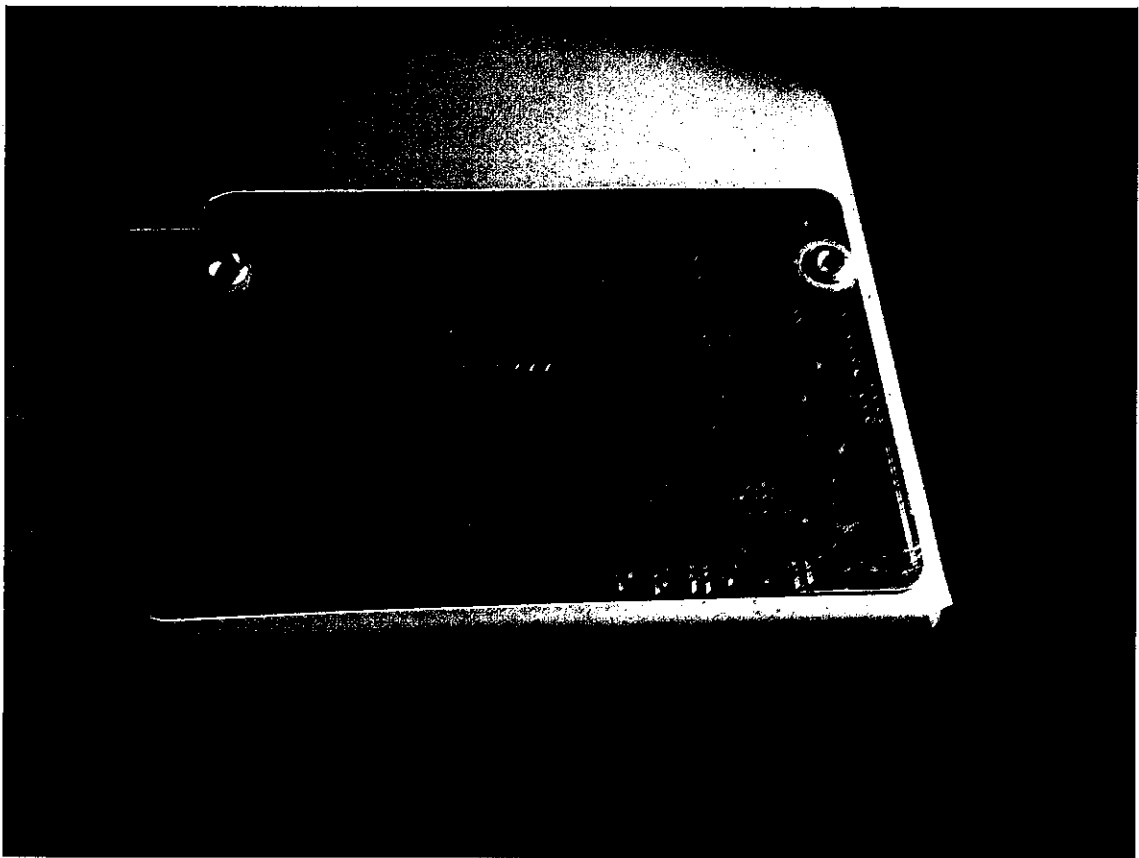
◆結果

▼結果

分析項目	結果 (mg/kg)	判定基準 (mg/kg)	検出下限値 (mg/kg)
ポリ塩化ビフェニル	28	0.5以下	0.15
分析方法	絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル2.1.2 (平成23年5月 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)		

【備考】
PCB濃度が処理の判定基準(0.5mg/kg)を超えたときは、PCB廃棄物として適正に保管等の処理並びに届出を行う。
(平成16年2月17日 環廃産発第040217005号)
※収集・持込み試料の場合、試料名他採取情報は、ご依頼者のお申し出により、記入しました。

写真



■内灘町保健センター（図面）

